

聖籠町子ども手当事務処理規則をここに公布する。

平成二十三年十一月一日

聖籠町長

渡邊 廣吉

聖籠町規則第二十九号

聖籠町子ども手当事務処理規則

聖籠町子ども手当事務処理規則（平成二十二年聖籠町規則第十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「法」という。）に基づく子ども手当の支給等に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（関係部門間、関係機関との連携）

第二条 子ども手当に関する事務の取扱いに当たっては、請求者、受給者その他の関係者（以下「請求者等」という。）の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育所担当部門、児童福祉担当部門、障害者福祉担当部門その他の関係部門との連携に努めるものとする。

2 子ども手当の認定に当たっては、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）間、都道府県その他関係機関との連携に努めるものとする。

3 受給資格に係る状況の変更に伴い、受給資格者が変更となる場合、新たな受給資格者は認定請求等が必要となることから、関係部門間、市町村間、都道府県等との連携を図ることにより当該事実の把握に努め、請求者等に対する周知に努めるものとする。

(文書の取扱い)

第三条 請求者等に対する通知、照会等の文書を作成するときは、記載内容が容易に理解できるよう、なるべく平易な文体を用いる等の方法を講ずるものとする。

2 請求者等から提出される請求書、届書等は、本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず担当職員が請求者等に代わって記入する場合には、請求者等に記入事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。

3 請求者等から提出された請求書、届書等の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであつて容易に補正できるものであるときは、請求者等に適宜その誤りの補正を求め、補正されたものを受理するものとする。

4 請求書、届書等の提出を受けたときは、その請求書又は届書等に必ず受付確認年月日を記入するものとする。(備え付けるべき帳簿等)

第四条 本町において備え付ける帳簿等は、次のとおりとする。

- 一 受給者台帳
- 二 関係書類返戻・保留カード
- 三 受給資格調査員証交付簿
- 四 父母指定者管理台帳

(受給者台帳)

第五条 前条第一号の受給者台帳(以下「受給者台帳」という。)は、一般受給者用と施設等受給者用に区分し、様式第一号及び様式第二号によりそれぞれ作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録

し、これを適正に管理し及び利用することによって事務を支障なく行い得ると認める場合は、受給者台帳の作成を省略することができる。

2 受給者が外国人であるときは、外国人登録原票の記載事項を適切に確認した上、受給者台帳（前項ただし書の規定により受給者台帳の作成を省略したときは、受給者台帳に記載すべき事項を記録する電磁的記録。以下同じ。）の余白に外国人である旨や通称名を記載すること等により、適正に整理するものとする。

（返戻・保留カード）

第六条 第四条第二号の関係書類返戻・保留カード（以下「返戻・保留カード」という。）は、様式第三号により作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、返戻・保留カードに記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し及び利用することによって事務を支障なく行い得ると認める場合は、返戻・保留カードの作成を省略することができる。

（調査員証交付簿）

第七条 第四条第三号の受給資格調査員証交付簿（以下「調査員証交付簿」という。）は、様式第四号により作成し、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号。以下「省令」という。）第二十二条による身分を示す証明書の交付を行ったとき及びその返納を受けたときに記入するものとする。ただし、調査員証交付簿に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し及び利用することによって事務を支障なく行い得ると認める場合は、調査員証交付簿の作成を省略することができる。

（父母指定者管理台帳）

第八条 第四条第四号の父母指定者管理台帳（以下「父母指定者管理台帳」という。）は、父母指定者（法第四条第一項第二号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）が監護し、かつ、生計を同じくする子どもについて、様式第五号により作成する。ただし、父母指定者管理台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し及び利用することによって事務を支障なく行い得ると認める場合は、父母指定者管理台帳の作成を省略することができる。

（父母指定者指定届の処理等）

第九条 省令第三条の規定による届出があつたときは、父母指定者管理台帳（前条ただし書の規定により父母指定者管理台帳の作成を省略したときは、父母指定者管理台帳に記載すべき事項を記録する電磁的記録。以下同じ。）に所要の事項を記入するものとする。

2 父母指定者の支給事由が消滅したときは、支給事由消滅年月日を記入するものとする。

（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）

第十条 省令第四条第一項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 省令第十四条の規定によつて所定の添付書類を省略させたときは、その認定請求書にその省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。

二 認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、次によること。

ア 認定請求書を返戻する場合は、様式第六号による通知書を作成し、その認定請求書に添えて返戻する

こと。

イ 認定請求書を保留する場合は、様式第六号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ ア又はイにより処理を行った場合は、返戻・保留カード（第六条ただし書の規定により返戻・保留カードの作成を省略したときは、返戻・保留カードに記載すべき事項を記録する電磁的記録。以下同じ。）にその旨を記入すること。

三 前号の規定によつて返戻したものが補正されて再提出されたとき又は保留の事由がなくなつたときは、返戻・保留カードに再提出年月日を記入すること。

2 認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。

一 認定請求書の記載事項を公簿等及び添付書類により確認するものとし、アからカまでに掲げる事項については、特に留意するものとする。

ア 請求に係る子どものうちに本町の区域外に住所を有する子ども（法第三条第三項に規定する施設入所等子どもを除く。）があるときは、省令第四条第二項第一号の規定に基づき添付される当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し及び同項第三号の規定に基づき添付される書類により、子どもと同居している者の状況等を確認すること。

イ 請求に係る子どもが日本国内に住所を有しない場合は、省令第一条に規定する理由に該当するか否かを、海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等、省令第四条第二項第二号の規定に基づき添付される書類により確認すること。

ウ 請求者が未成年後見人として請求したときは、未成年後見人である旨の申立書、請求に係る子どもの戸籍抄本等、省令第四条第二項第四号の規定に基づき添付される書類により確認すること。

エ 請求者が父母指定者として請求したときは、父母指定者管理台帳又は父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等、省令第四条第二項第五号の規定に基づき添付される書類により確認すること。この場合において、父母指定者と請求に係る子どもが別居している場合は、全寮制の学校の寮の入寮証明書等、当該子どもの状況が分かる書類の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、アにより確認すること。

オ 請求者が法第四条第三項の支給要件に該当する者（以下「同居父母」という。）として請求したときは、当該支給要件に該当する旨の申立書及び当該申立てに係る事実を証明する書類等、省令第四条第二項第七号の規定に基づき添付される書類により確認すること。

カ 請求に係る子どもが施設入所等子ども（法第三条第三項に規定する施設入所等子どもをいう。以下同じ。）に該当する者でないことを都道府県等から提供される情報により確認すること。

二 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。特に前号ア又はウからオまでに該当する場合においては、父母等の住所地の市町村に対して当該父母等の受給状況の確認を行う等、二重支給の防止を図ること。

3

前項の規定によつて審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

一 一般受給者用の受給者台帳（以下「受給者台帳（一般受給者用）」という。）に所要の事項を記入すること。

二 様式第七号による通知書を作成し、請求者に送付すること。この場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載の上、通知すること。

ア 省令第一条に規定する理由に該当する子どもについて認定した場合 留学により日本国内に住所を有しなくなつた日から三年経過したときは受給事由消滅届等を、三年以内に子どもが帰国し、再び日本国内に住所を有するに至つたときは住所変更届を、それぞれ町長に対して提出する必要がある旨

イ 未成年後見人を認定した場合 未成年後見人を解任され、又は辞職したときは、町長に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

ウ 父母指定者を認定した場合 子どもの生計を維持する父母等が日本国内に住所を有するに至つたときは、町長に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

三 認定請求書に認定年月日を記入すること。

四 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。

五 同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該者が公務員である場合は、そ

の所属庁）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第八号により通知すること（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において受給している場合に限る。）。

4 第二項の規定によつて審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

一 認定請求書に却下の旨及び却下年月日を記入すること。

二 様式第七号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第十一条 省令第四条第三項の請求書（以下「認定請求書（施設等受給資格者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第一項各号の規定の例により処理するものとする。

2 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項については、次により審査するものとする。

一 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公簿等及び添付書類により確認すること。特に、省令第二条第一項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条第二項各号のいずれか、同条第三項若しくは第四項に掲げる短期間の入所をしている者又は施設に通う者は施設入所等子どもに該当しないことに留意すること。

二 前号によつて確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

三 請求に係る施設入所等子どもが法第十八条第一項第

一号に規定する特定施設入所等子ども（以下「特定施設入所等子ども」という。）に該当するか否かを次により確認すること。

ア 省令第四条第四項第一号の規定に基づいて添付される書類により、当該施設入所等子どもが父母のいない子どもであること又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十八条の規定による入所等の措置が採られている子どもであることが明らかな場合は、特定施設入所等子どもに該当すること。

イ アに規定する場合以外の場合は、当該施設入所等子どもの保護者（児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の住所地の市町村に対して、当該施設入所等子どもが里親等への委託又は児童福祉施設等への入所の措置をされる前に、当該保護者が当該施設入所等子どもを監護し、かつ、生計を同じくしていたかどうかを確認すること。なお、当該施設入所等子どもが里親等への委託又は児童福祉施設等へ入所の措置をされた日の属する月において、当該保護者が子ども手当受給者でなかった場合は、当該施設入所等子どもは、特定施設入所等子どもに該当するものであること。

3 前項の規定によって審査した結果、受給資格がある者と確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

一 施設等受給者用の受給者台帳（以下「受給者台帳（施設等受給者用）」という。）に所要の事項を記入すること。

二 様式第九号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

三 認定請求書（施設等受給資格者用）に認定年月日を記入すること。

四 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること（請求者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）。

4 第二項の規定によつて審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

一 認定請求書（施設等受給資格者用）に却下の旨及び却下年月日を記入すること。

二 様式第九号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

（一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第十二条 省令第五条第一項の請求書（以下「額改定認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 省令第十四条の規定によつて所定の添付書類を省略させたときは、額改定認定請求書にその省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。

二 額改定認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第十条第一項第二号及び第三号の規定の例により処理すること。

2 額改定認定請求書の記載内容については、第十条第二項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によつて審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

一 受給者台帳（一般受給者用）に新たに支給対象となつた子どもの氏名その他の事項及び改定後の支給額を記入すること。

二 様式第十号による通知書を作成し、請求者に送付すること。第十条第三項第二号アからウまでに掲げる場合にあっては、同号の規定の例により通知書を作成すること。

三 額改定認定請求書に改定年月日を記入すること。

4 第二項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

一 受給者台帳（一般受給者用）の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。

二 様式第十号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

三 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を記入すること。

（一般受給者に係る額改定届の処理）

第十三条 省令第六条第一項の届書（以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは、前条第一項の規定の例により処理し、額改定届の記載内容について第十条第二項の規定の例により審査するものとする。

2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実があることを確認したときは、次により処理するものとする。

一 受給者台帳（一般受給者用）の子ども欄から改定の原因となる子どもに係る記載を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

二 様式第十号による通知書を作成し、届出者に送付すること。

三 額改定届に改定年月日を記入すること。

3 第一項の規定によって審査した結果、届出に係る事実

がないことを確認したときは、受給者台帳（一般受給者用）の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、届出者に返付するものとする。

（施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第十四条 省令第五条第三項の請求書（以下「額改定認定請求書（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、第十二条第一項の規定の例により処理するものとする。

2 額改定認定請求書（施設等受給者用）の記載内容については、第十一条第二項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

一 受給者台帳（施設等受給者用）に新たに支給対象となつた子どもの氏名その他の事項及び改定後の支給額を記入すること。

二 様式第十一号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

三 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定年月日を記入すること。

4 第二項の規定によつて審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

一 受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。

二 様式第十一号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

三 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定請求却

下年月日を記入すること。

（施設等受給者に係る額改定届の処理）

第十五条 省令第六条第二項の届書（以下「額改定届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、第十二条第一項の規定の例により処理し、額改定届（施設等受給者用）の記載内容について第十一条第二項の規定の例により審査するものとする。

2 前項の規定によつて審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。

一 受給者台帳（施設等受給者用）の子ども欄から改定の原因となる子どもに係る記載を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

二 様式第十一号による通知書を作成し、届出者に送付すること。

三 額改定届（施設等受給者用）に改定年月日を記入すること。

3 第一項の規定によつて審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、届出者に返付するものとする。

（職権に基づく額改定の処理）

第十六条 額改定届又は額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等によつて支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。

一 受給者台帳の子ども欄から改定の原因となる子どもに係る記載を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

二 様式第十号又は様式第十一号による通知書を作成し、

受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその送付年月日を記入すること。

（氏名変更等届の処理）

第十七条 省令第七条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 届出者が一般受給者である場合は、受給者台帳（一般受給者用）の受給者又は子どもの氏名欄を改めること。

二 届出者が施設等受給者である場合は、受給者台帳（施設等受給者用）の設置者等の氏名（法人名等）欄、施設等の名称欄、施設等の種類欄及び施設入所等子どもの氏名欄を必要に応じて改めること。

（住所変更等届の処理）

第十八条 省令第八条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 届出者が一般受給者である場合は、受給者又は子どももの氏名及び住所等を公簿等及び添付書類により確認すること。

二 届出者が施設等受給者である場合は、設置者等の住所（法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地）、施設等の所在地若しくは住所又は施設入所等子どもの居住地を公簿等及び添付書類により確認すること。

三 受給者台帳に変更後の住所等及び変更年月日を記入すること。

（受給事由消滅届の処理）

第十九条 省令第九条の届書（以下「受給事由消滅届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、そ

の台帳を除いて別に保管すること。

二 様式第十二号又は様式第十三号による通知書を作成し、届出者に送付すること。

三 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すると（届出者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）。

四 支給対象となる子どもと市町村を異にして別居している父母指定者について、前三号により処理をしたときは、子どもの住所地の市町村に対して、様式第十四号により通知すること。

（職権に基づく支給事由消滅の処理）

第二十条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって子ども手当の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次に掲げる場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものとする。

一 省令第一条に定める理由により子どもが日本国内に住所を有しなくなった日から三年を経過した場合

二 法第四条第三項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

三 支給対象の子どもが施設入所等子どもとなったことに伴い、その父母等が当該子どもに係る支給要件を具備しなくなった場合

四 施設入所等子どもでなくなったことに伴い、里親等又は施設設置者が当該子どもに係る支給要件を具備しなくなった場合

五 その他支給要件を具備しなくなったことが明らかなる場合

（住民基本台帳法による届出の処理）

第二十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十三条又は第二十四条の規定による届出があったとき（その届出に係る書面に同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第二十九条の二の規定による附記がなされたときに限る。）は、第十八条又は第十九条の規定の例により処理するものとする。

（支払の処理）

第二十二条 子ども手当の支払日は、法第七条第四項に規定する支払期月の十日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 子ども手当の支払を窓口で行う場合には、様式第十五号の一又は様式第十五号の二による通知書を作成し、受給者に送付又は広報せいらうにより通知するとともに、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

3 子ども手当の支払を口座振替で行う場合には様式第十五号の三、様式第十五号の四、様式第十五号の五又は様式第十五号の六による通知書を作成し、受給者に送付又は広報せいらうにより通知するものとし、支払を行った場合には受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

4 様式第十五号の五又は様式第十五号の六により通知した場合であつて、通知後、支払の内容等に変更を生じた場合は、変更内容を記載し、受給者に改めて通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第二十三条 省令第十一条の請求書(以下「未支払請求書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 未支払請求書の記載事項について、受給者台帳と照合すること。

二 未支払の子ども手当を支給するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が法第十一条第一項に規定する十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども(以下「中学校修了前の子ども」という。)であつた者である場合は、様式第十六号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が法第十一条第二項に規定する施設等受給資格者又は施設等受給資格者であつた者である場合は、様式第十七号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の子どもであつた者である場合は、受給者台帳(一般受給者用)の支払金額欄に支払金額及び支払年月日を、備考欄に請求者の氏名及び住所を記入すること。

エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であつた者である場合は、受給者台帳(施設等受給者用)の支払金額欄に支払金額及び支払年月日を記入すること。

三 請求を却下するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が中学校修了前の子どもであつた者である場合は、様式第十六号による通知書を作成し、請求

者に送付すること。

イ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、様式第十七号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の子どもであった者である場合は、受給者台帳（一般受給者用）の備考欄に請求を却下した旨を記入すること。

エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、受給者台帳（施設等受給者用）の当該請求に係る施設入所等子どもであった者の備考欄に請求を却下した旨を記入すること。

（支払の一時差止めの処理）

第二十四条 法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、様式第十八号又は様式第十九号による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその旨を記入するものとする。

（処分の取消し）

第二十五条 子ども手当の支給についての認定、子ども手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとする。

2 前項の規定により処分の取消しを行ったときは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第二十六条 法第二十四条の規定による寄附の申出については、申出の期限を定め、受給資格者に周知するものとする。

2 省令第十八条の子ども手当に係る寄附の申出書（以下「寄附申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 支払期月ごとに寄附申出書に記載された寄附金額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する子ども手当の額（法第二十五条又は第二十六条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等額を控除した額。以下この条において同じ。）から寄附金額を控除した額を支払うものとする。この場合において、当該支払期月に支給する子ども手当の額が寄附金額に満たない場合は、寄附は行われぬものとし、寄附金額を控除せずに支払うこと。

二 支払期月ごとに支給する子ども手当の額から寄附金額を控除し、様式第二十号による寄附受領証明書を作成し、寄附を行った者に送付すること。

3 寄附申出書の署名欄と子ども手当の受給資格者の氏名が異なる場合又は申出の期限を過ぎて寄附申出書が提出された場合には、当該寄附申出書を提出者に返戻するものとする。

4 寄附申出書を提出した受給資格者から、寄附申出書の内容を変更し、又は寄附申出書を撤回するため、様式第二十一号による申出書が提出された場合には、速やかに処理を行うものとする。

5 支給事由の消滅等により子ども手当の支払が行われない場合又は手当額の減額により寄附申出書の寄附の額に達しないときは、申出に係る寄附の受領は行わぬものとする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理）

第二十七条 法第二十五条の規定により、受給資格者の申

出による学校給食費等の徴収等を実施する場合においては、実施する旨を受給資格者に周知するとともに、申出の期限を定め、受給資格者に周知するものとする。

2 省令第十九条第一項の規定により、同項の子ども手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下「学校給食費等徴収等申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

一 学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う場合は、子ども手当から徴収等をする支払期月ごとの費用、徴収額等について、様式第二十二号による通知書を作成し、徴収等対象者に送付すること。

二 支払期月ごとに学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う額（以下この条において「徴収等額」という。）を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する子ども手当の額（法第二十四条の規定に基づく寄附金額又は法第二十六条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額）から徴収等額を控除した額を支払うこと。

3 学校給食費等徴収等申出書の署名欄と子ども手当の受給資格者の氏名が異なる場合その他申出に基づく徴収等を行うことができないと判断される場合には、当該申出書を提出者に返戻するものとする。

4 学校給食費等徴収等申出書を提出した受給資格者から、学校給食費等徴収等申出書の内容を変更し、又は学校給食費等徴収等申出書を撤回するため、様式第二十三号による申出書が提出された場合には、速やかに処理を行うものとする。

（保育料の特別徴収に係る事務処理）

第二十八条 法第二十六条の規定に基づき、同条第一項の規定による徴収（以下「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収するときは、次により処理するものとする。

一 様式第二十四号による保育料特別徴収通知書（以下「特別徴収通知書」という。）を作成し、徴収対象者にあらかじめ送付すること。

二 前号により通知した特別徴収額に変更を生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、徴収対象者にあらかじめ送付すること。

三 支払期月ごとに特別徴収通知書に基づく徴収額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する子ども手当の額から徴収額を控除した額（法第二十四条の規定に基づく寄附金額又は前条第二項第二号に規定する徴収等額がある場合は、それらの額を更に控除した額）を支払うこと。

（帳簿等の保存期間）

第二十九条 子ども手当の支給等に係る事務に用いる帳簿、請求書、届書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間保存するものとする。

一 受給者台帳 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から五年

二 父母指定者管理台帳 父母指定者に子ども手当が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から五年

三 認定請求書 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から五年

四 未支払請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度から二年

五 額改定認定請求書 提出のあった日の属する年度の

翌年度から二年

六 前各号以外の届書等 提出のあった日の属する年度の
の翌年度から一年

(通知書等作成の取扱い)

第三十条 様式第六号から様式第二十四号までの通知書等
(以下「通知書等」という。)を作成する場合については、
適宜、必要な様式変更、必要な情報提供等を付記しても
差し支えないものとする。この場合においては、通知書
等の記載事項を別紙等で取り扱うことも可能とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の聖籠町子
ども手当事務処理規則の規定は、平成二十三年十月一日
から適用する。

(経過措置)

2 改正後の聖籠町子ども手当事務処理規則の規定は、平
成二十三年十月分以後の月分の子ども手当に係る事務に
ついて適用し、同年九月分以前の月分の子ども手当に係
る事務については、なお従前の例による。

(表面)

子ども手当受給者台帳

受給者	氏名		職業		住所		支払金融機関	名称		口座番号			
	性別	生年月日	有・無	配偶者の氏名	有・無	配偶者の職業							
子ども	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	子どもとの関係	子ども手当該当年月日			
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	非該当年月日
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類					認定年月日			支給開始年月		手当月額			
ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済					エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他 ()			平成 . .		平成 . .			
					支給事由消滅年月日・消滅事由					・3歳未満分 円			
										・3歳以上小学校修了前分 円			
備考					平成 . . (消滅事由)					・中学生分 円			
										計 円			

(裏面)

支払金額欄	2 月 期	支払年月日	平成	・	・
		子ども手当支給額 ①	3歳未満分	円	
			3歳以上小学校修了前分	円	
			小学校修了後中学校修了前分	円	
			計	円	
		学校給食費等徴収等額 ②	円		
		保育料の特別徴収額 ③	円		
	寄附金額 ④	円			
	支払金額 (①-②-③-④)	円			
	6 月 期	支払年月日	平成	・	・
		子ども手当支給額 ①	3歳未満分	円	
			3歳以上小学校修了前分	円	
			小学校修了後中学校修了前分	円	
			計	円	
学校給食費等徴収等額 ②		円			
保育料の特別徴収額 ③		円			
寄附金額 ④	円				
支払金額 (①-②-③-④)	円				
備考					

(表面)

子ども手当受給者台帳（施設等受給者用）

受給者	(ふりがな) 設置者等の氏名等 (法人名等)	職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	性別 男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	支払金融機関	名称	口座番号
	施設等の名称	施設等の種類						
	設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地) 〒 - 電話 ()			施設等所在地 〒 - 電話 ()				
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別			認定年月日		支給開始年月		手当月額	
備考	ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済		エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他 ()		平成 . .		3歳未満分 円	
			支給事由消滅年月日・消滅事由		平成 . .		3歳以上小学校修了前分 円	
				平成 . .		中学生分 円		
		(消滅事由)				計 円		

(裏面)

区分		年度		平成 年度														
施設入所等子どもの氏名																		
生 年 月 日		平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	
特定施設入所等子ども該当有無		有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
入 所 等 期 間																		
支 払 金 融 機 関																		
口 座 番 号																		
子ども手当該当年月日	3 歳 未 満	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	
	3歳以上小学校修了前	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	
	小学校修了後 中学校修了前	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	
子ども手当非該当年月日		平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	平成 . .	
支 払 金 額	支 払 年 月 日		平成 . .												計			
	2 月 期	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		年齢区分 3歳以上小学校修了前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		小学校修了後 中学校修了前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6 月 期	支 払 年 月 日		平成 . .												計			
	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		年齢区分 3歳以上小学校修了前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		小学校修了後 中学校修了前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
備 考																		

※支払金融機関欄及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

様式第3号

整理 番号	
----------	--

子ども手当関係書類返戻・保留カード

請 求 者	氏 名 (法 人 名 等)	
	住 所 (施 設 等 所 在 地)	
返 戻 ・ 保 留 理 由		
返戻・保留通知年月日		
再 提 出 年 月 日		
調 査 等 完 了 年 月 日		
備 考		

第 号
平成 年 月 日

様

聖籠町長

印

返戻
子ども手当 関係書類 通知書
保留

平成 年 月 日付で請求(届出)のありました()

返戻
については次の理由で することとしましたので通知します。
保留

なお、請求書(届出書)を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

様

聖籠町長



認定
子ども手当 通知書
認定請求却下

平成 年 月 日付で請求のありました子ども手当については、
とおり認定
次の理由で請求を却下
しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1.支給対象となる子どもの数	(3 歳 未 満) 人
	(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前) 人
	(中 学 生) 人
	計 人
2.手当月額	(3 歳 未 満) 円
	(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前) 円
	(中 学 生) 円
	計 円
3.支給開始年月	平成 年 月 日から
4.支給要件子どもに該当しない子どもの氏名及びその理由	()
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	()
備考	

子ども手当における同居父母に係る認定について（通知）

（あて先）（保護者の住所地）市町村子ども手当担当部局長 様
 （所属庁の長 様）

聖籠町保健福祉課長

平成23年9月30日雇児発0930第4号「市町村における子ども手当事務処理について」に基づき、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第4条第3項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者					受給者と同居している子ども		備考
	氏名	性別	子どもとの続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	
		男・女		平成 . .				
		男・女		平成 . .				
		男・女		平成 . .				
		男・女		平成 . .				

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

聖籠町長



認定
子ども手当 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

平成 年 月 日付で請求のありました子ども手当については、

とおり認定
次の理由で請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

認定に関する事項	
1.支給対象となる子どもの数	
(3歳未満)	人
(3歳以上小学校修了前)	人
(中学生)	人
計	人
2.手当月額	
(3歳未満)	円
(3歳以上小学校修了前)	円
(中学生)	円
計	円
3.支給開始年月	平成 年 月から
4.支給対象となる子どもの氏名及び生年月日（※）	
5.支給対象とならなかった子どもの氏名、生年月日及びその理由（※）	
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

4. 支給対象となる子どもの氏名及び生年月日

氏名	生年月日	氏名	生年月日

5. 支給対象とならなかった子どもの氏名、生年月日及びその理由

子どもの氏名	生年月日	理由	子どもの氏名	生年月日	理由

様

聖籠町長



額 改 定
子ども手当 通知書
改定請求却下

子ども手当の額の改定については、請求、届出により、次のとおり改定
職 権 却下
しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1.改定後の支給対象となる子どもの数	(3 歳 未 満) 人
	(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前) 人
	(中 学 生) 人
	計 人
2.改定後の手当月額	(3 歳 未 満) 円
	(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前) 円
	(中 学 生) 円
	計 円
3.改定年月	平成 年 月 から
4.改定（増・減額）の理由	()
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 様

聖籠町長



額 改 定
 子ども手当 通知書（施設等受給者用）
 額改定請求却下

子ども手当の額の改定については 請求、届出 により次のとおり 改定
 職 権 却下
 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1.改定後の支給対象となる子どもの数	
(3 歳 未 満)	人
(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前)	人
(中 学 生)	人
計	人
2.改定後の手当月額	
(3 歳 未 満)	円
(3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前)	円
(中 学 生)	円
計	円
3.改定年月 平成 年 月 から	
4.増額または減額の原因となる子どもの氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
5.支給対象とならなかった子どもの氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
（※） 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

様式第 12 号

第 号
平成 年 月 日

様

聖籠町長

印

子ども手当 支給事由消滅通知書

次のとおり子ども手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

1.消滅した日 平成 年 月 日

2.消滅の理由

様式第 13 号

第 号
平成 年 月 日

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

聖籠町長

印

子ども手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり子ども手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

1.消滅した日 平成 年 月 日

2.施設等の名称

3.施設等の種類

4.消滅の理由

様式14号

子ども手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）

（あて先）（子どもの住所地）市町村子ども手当担当部局長 様

聖籠町保健福祉課長

平成23年9月30日雇児発0930第4号「市町村における子ども手当事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	父母指定者				子ども				支給事由消滅年月日	備考
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との関係	生年月日	住所		
		男・女	平成 . . .				平成 . . .		平成 . . .	
							平成 . . .			

様式第 15 号の 1

第 平成 年 月 号 日

様

聖籠町長

印

子ども手当 支払通知書

子ども手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人を受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、子ども手当の額から支払に充てることを申し出ている場合は、当該費用の額を控除した額が子ども手当の支払金額となります。

記

1. 支払期間

平成 年 月分から
平成 年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

平成 年 月 日

時から

時まで

様式第 15 号の 2

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等）

様

第 平成 年 月 号日

聖籠町長

印

子ども手当 支払通知書（施設等受給者用）

子ども手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。受給者以外の方が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 施設等の名称
2. 施設等の種類
3. 支払金額等

支 払 の 内 容	支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで
	支払金額	合計 円

4. 支払日

平成 年 月 日

時から

時まで

様

聖籠町長

印

子ども手当 支払通知書

子ども手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、子ども手当の額から支払に充てることを申し出ている場合は、当該費用の額を控除した額が子ども手当の支払金額となります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで
	支払金額	円

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 様

聖籠町長



子ども手当 支払通知書（施設等受給者用）

子ども手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

子どもの氏名	生年月日	支払の内容			
		支払期間	平成 平成	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	平成 平成	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	平成 平成	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	平成 平成	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	平成 平成	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		

合計 _____ 円

様式第 15 号の 5

第 号
平成 年 月 日

様

聖籠町長

印

子ども手当 支払通知書

子ども手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

なお、平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、子ども手当の額から支払に充てることを申し出ている場合は、当該費用の額を控除した額が子ども手当の支払金額となります。

様式第 15 号の 6

第 号
平成 年 月 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

聖籠町長

印

子ども手当 支払通知書（施設等受給者用）

子ども手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

別紙

(平成24年2月定期支払 平成 年 月 日)

子どもの氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		計		円

(平成24年6月定期支払 平成 年 月 日)

子どもの氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		支払期間	平成 年 月分 平成 年 月分まで	
		支払金額		円
		計		円

様

聖籠町長



未支払 子ども手当 支給決定 通知書
請求却下

平成 年 月 日付で請求のありました未支払子ども手当の支給につ
いては、次のとおり 支給することに決定 しましたので通知します。
請 求 を 却 下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算
して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、
この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の
送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に聖籠町を被告として（訴訟に
おいて町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	平成 年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様式第17号

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

第 平成 年 月 日 号

聖籠町長



支給決定

未支払 子ども手当

通知書（施設等受給者用）

請求却下

平成 年 月 日付で請求のありました未支払子ども手当の支給については、

支給することに決定 しましたので通知します。
次のとおり 請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

子どもの氏名	住 所	支払の内容				却下の理由
		支払期間	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分	
		支払期間	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	平成 年 月 日			
		支払方法				
		支払期間	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	平成 年 月 日			
		支払方法				
		支払期間	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	平成 年 月 日			
		支払方法				
		支払期間	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	平成 年 月 日			
		支払方法				

合計 _____ 円

様

聖籠町長

印

子ども手当 支払差止通知書

次のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

聖籠町長

印

子ども手当 支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで

子ども手当に係る寄附受領証明書

住所 _____

氏名 _____

金 _____ 円也

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第7条第4項の規定に基づき、平成 年 月 日に支払われた子ども手当のうち、上記の額を、同法第 24 条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

平成 年 月 日

聖籠町長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

※整理番号
※受付年月日 平成 . .

寄附変更申出書
子ども手当
寄附撤回申出書

(寄附先) 聖籠町長 様

私は、平成 23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第 24 条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
□子ども手当の全部(各月の手当額の全部を寄附)	計	円
□子ども手当の一部一部(各支払期月毎に右の額を寄附)	平成 23 年 2 月支払期 (10 月分~1月分)	計 円
	平成 23 年 6 月支払期 (2月分、3月分)	計 円

(注) 寄附額は、支給される子ども手当から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

住所
氏名 様

聖籠町長



子ども手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第 25 条 ^{第 1 項} _{第 2 項} の規定に基づき申出のあった費用について、下記のとおり、子ども手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

1. 子どもの氏名 _____

2. 徴収（支払）の内容

子ども手当の支払期月	子ども手当から徴収する （支払う）費用	徴収（支払）額
		円

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

※整理番号
※受付年月日 平成 . . .

(申出先) 聖籠町長 様

学校給食費等徴収（支払）変更申出書
子ども手当からの
学校給食費等徴収（支払）撤回申出書

私は、平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第 25 条 第1項 規定に
第2項
基づいて行った学校給食費等の徴収等について、以下のとおり申し出ます。

記

1. 子どもの氏名 _____

2. 申出の別 _____ 申出の変更 ・ _____ 申出の撤回

3. 変更の場合

子ども手当の支払期月	子ども手当から徴収する (支払う) 費用 (変更後)	徴収 (支払) 額 (変更後)
		円

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第24号

住所

氏名

様

第
平成 年 月 日

聖籠町長

印

保育料特別徴収通知書

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第26条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象者

氏名

2. 徴収内容

子ども手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
平成24年2月分	(円 月分保育料)	
平成24年6月分	(円 月分保育料)	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。